

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 平成29年6月16日（金）
午後0時57分～午後1時17分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 長南良彦 副委員長 菅原和子
委員 吉田良 委員 佐藤正博
委員 小野寺美穂 委員 山田龍太郎
委員 郷内良治
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席をした者の職氏名 < 消防本部 >
消防 長 木皿正之
総務課 長 高橋隆一
予防課 長 阿部和幸
予防課主幹 兼 大友政勝
建築設備係 長
- 6 事務局職員 事務局 長 小野寺 俊
次長兼庶務係 長 加藤 勤
主 事 高野 未桜
- 7 付議事件
(1) 議案第64号 名取市火災予防条例の一部を改正する条例

午後0時57分 開会

○委員長（長南良彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、消防長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第64号 名取市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 今回の条例改正の中で、第47条の2第1項に「消防長は、防火対象物を利用しようとする者」とありますが、防火対象物とはどのようなものなのか伺います。

○委員長（長南良彦） 答弁、予防課長。

○予防課長（阿部和幸） 防火対象物とは、消防法第2条第2項では、「山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう」と定義されています。また、消防用設備等の設置が義務づけられる消防法第17条第1項で定める防火対象物は、消防法施行令の別表1で定められているものです。

○委員長（長南良彦） 佐藤委員。

○委員（佐藤正博） そうしますと普通の家でも防火対象物になるということだと思います。条例改正では公表という文言と通知という文言があります。公表する前に通知するなど、どのような手順で行うのか伺います。

○委員長（長南良彦） 答弁、予防課長。

○予防課長（阿部和幸） 先ほど答弁しました消防法第17条第1項で定められ

ている防火対象物とは、工場や今回公表の対象となっているホテルや飲食店など大勢の方が入る建物や、社会福祉施設などの1人で避難することが困難な方がいる施設等の建物です。

それから通知についてですが、違反のある対象物を公表する旨を通知し、公表はその後になります。手続をとって公表します。消防用設備等が設置されていない違反のある対象物なので公表しますという通知です。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 通知を行うタイミングについてです。違反などが判明した後、どのようなタイミングで行うのでしょうか。

○委員長（長南良彦） 答弁、予防課長。

○予防課長（阿部和幸） 本来であれば規則で定めます。しかし、規則を定めていないため確定ではありませんが、立入検査で違反を発見して通知書を交付した後、14日が経過してからと考えています。

○委員長（長南良彦） 吉田委員。

○委員（吉田 良） 通知をした後、14日が経過してから公表するとのことですが、まだ正式には決まっていないため、そのような方針だと受け止めます。公表についてですが、どこまでの範囲の方たちまでお知らせするのかなど、具体的な手法について伺います。

○委員長（長南良彦） 答弁、予防課長。

○予防課長（阿部和幸） 範囲についてですが、建物を利用する方はもちろん、その建物の関係者や従業員などです。また、それぞれの建物によりますが、ホテルや飲食店などは、旅行客や観光客などのあらゆる者を含める予定です。そして、公表については、全国の利用者等へ発信できる市町村または消防本部のホームページを考えています。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 平成28年版の消防概要の33ページには、中高層防火対象物調が記載されており、合計が333棟となっています。消防法施行令で定められている防火対象物は、市内においてはこの333棟全てが該当するものなのでしょうか。

○委員長（長南良彦） 答弁、予防課長。

○予防課長（阿部和幸） 公表する対象物は、先ほど答弁しました不特定多数の方が利用するホテルや飲食店、それから1人で避難することが困難な方がいる社会福祉施設などです。屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていないことが公表の条件になりますので、今査察を行っている建物が対象になります。

○委員長（長南良彦） 小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） 消防概要の33ページの中高層防火対象物調には、対象物が幾つあるのかが書かれています。34ページの用途別消防用設備等の設置状況では、消火器、屋内消火栓、スプリンクラーや自動火災報知設備などが書かれています。このスプリンクラーというのは、例えば1と書いてあるところは一式という意味なのですか。

いつも決算審査では、防火管理者の選任率や消防計画の作成率の話が出ますが、実際に査察を行っている段階で、中高層防火対象物の中で不備がある建物はあるのか。達成率が出ているのは防火管理者と消防計画だけなので、設置率はわかりません。実際に査察を行っている中で違反を確認している防火対象物は市内にあるのかどうか伺います。

○委員長（長南良彦） 答弁、予防課長。

○予防課長（阿部和幸） 中高層防火対象物ということで、階数ではなく、特定または非特定という対象物になります。特定とは、先ほど答弁した不特定多数の方が利用する建物や1人で避難することが困難な方がいる施設です。非特定とは、それ以外の対象物です。市内には、現在違反となる防火対象物はありません。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 先ほどの答弁では規則で定めるということで、今回の条例改正の第47条の2第3項に記載されていますが、詳しくはこれから詰めていくとの答弁でした。この規則をしっかりとしたものにしていく今後のスケジュールについて、いつごろをめどに考えているのでしょうか。

○委員長（長南良彦） 答弁、予防課長。

○予防課長（阿部和幸） この条例改正をお認めいただいた後、すぐに手続きに入りたいと考えています。

○委員長（長南良彦） 吉田委員。

○委員（吉田 良） 規則の内容について伺いたいのですが、第47条の2第3項では「防火対象物及び違反の内容」と記載されています。違反の内容については、先ほど答弁がありました特定と非特定の防火対象物にスプリンクラーなどの設備が設置されていなかった場合だと理解しましたが、それ以外に想定されている違反があれば、主なものをお伺いしたいと思います。

○委員長（長南良彦） 答弁、予防課長。

○予防課長（阿部和幸） 本市では先ほど答弁しましたとおり、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の3つで考えています。今後、ほかに必要になれば条例改正等が必要になってきますが、現在のところは考えていません。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 1つ確認なのですが、劇場や映画館やホテルなどは対象になるのですか。また、先ほど答弁があったのは、消防概要の34ページの16項の複合用途（特定）と複合用途（その他）についてなのですか。不特定多数の方が利用するとなると、市内では中高層と伺いましたが、劇場、公会堂、集会所、遊技場、旅館、ホテル、宿泊所、寄宿舍、下宿、共同住宅、病院、福祉施設などがあって、16項に複合用途（特定）と複合用途（その他）がありますが、ここの区分けについて伺います。

○委員長（長南良彦） 答弁、建築設備係長。

○予防課建築設備係長（大友政勝） 特定用途の防火対象物とは、代表的なものとして、先ほどの答弁のとおりホテルや飲食店などであり、細かく言いますと消防法施行令の別表1で、用途について1項から15項まで分けてあります。それから、質疑がありました16項というのは複合用途であり、1項から15項までのものが複数以上含まれている場合、複合用途の防火対象物になります。

1項から15項まで分けられているうちの幾つかが特定防火対象物、残る幾つかが非特定防火対象物として分けられています。16項についても、特定防火対象物が含まれている場合は特定用途の複合用途のイに該当します。また、お店などの非特定防火対象物のみで構成される複合用途の場合は非特定用途の複合用途のロに該当します。

それから先ほど答弁しました3点の消防用設備については、重大な違反のチェックリストの中に入っているものですが、特定用途の防火対象物には必ず消火設備や自動火災報知設備などを設置しなくてはならない基準にはなっていません。どのような基準で消防設備の設置を求めるのかというと、建物の将来的に使う用途、耐火構造などの構造、延べ面積などです。将来的な用途と構造、それから面積などの組み合わせで、ある基準や面積よりも上回れば消防設備の設置が必要になります。このようなことから、特定防火対象物と非特定防火対象物の基準が若干違います。

ですので、1項から15項においてもそれぞれ違っています。集会所に分類されても必ず設置する必要があるわけではありません。まずは建築物としての構造、用途、面積などをもって消防用設備の設置が必要になるため、建築主事と書類を交わした上で建物が竣工している状況です。

○委員長（長南良彦） 小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） つまり、消防概要には、市内にある消防設備、警報設備、避難設備の数が記載されていますが、建物によってそれぞれ違うためにこれを見ただけは足りているのかはわからない。しかし、先ほどの答弁にもありましたように、現在市内では違反はないということだと思います。それぞれの建物の用途、構造、面積等の要件を捉えて設備の設置が必要なのかどうかを判断するということです。この建物にはこのような設備が必要だという基準は全体的に統一されたものではなく、建物ごとに施設の用途は同じであっても構造などで違ってくるという理解でよろしいですか。

○委員長（長南良彦） 答弁、建築設備係長。

○予防課建築設備係長（大友政勝） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） ほかになしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号 名取市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長南良彦） 起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第64号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することにした。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後1時17分 散会

平成29年6月16日

総務消防常任委員会

委員長 長 南 良 彦